

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	こども・家庭課	整理番号	2-1-3
処分の種類	児童扶養手当支給の制限			
根拠法令条例等・条項	児童扶養手当法第9条の2			
処分の概要	支給の制限			
処分基準 (未設定の場合 はその理由)	未設定(法令等の規定において言い尽くされているため) [参考] 児童扶養手当法第9条の2 別添のとおり 児童扶養手当法施行令第2条の4第7項、第3条、第4条 別添のとおり			
基準の制定根拠	—			